

19. 船員労働の概況

[1] 船員の最低賃金の概要

令和5年度、国土交通大臣決定の最低賃金は、大型いか釣りを除く業種が諮問され、改正が行なわれた。
九州運輸局長決定の最低賃金は、4業種全てについて、令和5年9月6日に諮問され、改正に向けての作業が進められている。

(1) 内航鋼船及び木船運航業最低賃金(月額)

表-3

賃金額 適用地域	最低賃金					効力発生 年月日
	職員		はしけ長	部員		
		(注)若年船員		海上経験3年 未満の部員		
全国	円 258,950	円 242,500	円 —	円 200,350	円 191,050	R6.2.21
九州運輸局	252,300	235,850	252,300	193,700	184,400	R5.6.8

(注) 若年船員 船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者

(2) 海上旅客運送業最低賃金(月額)

表-4

賃金額 適用地域	最低賃金		効力発生 年月日
	職員	部員	
全国	円 255,750 事務部職員 200,750	円 192,900	R6.2.21
九州運輸局	247,000	180,000	R5.6.8

(3) 漁業最低賃金(月額)

表-5

賃金額 適用地域	最低賃金(一人歩船員)				効力発生 年月日
	かつお・まぐろ	大型いか釣り	沖合底びき網	大中型まき網	
全国	円 203,300	円 203,300			R6.3.9
九州運輸局			円 188,200	円 199,300	R5.6.8